

新たな活力を創造し

五城目町・八郎潟町・井川町任意合併協議会



協議会だより

GOJOME-MACHI HACHIROGATA-MACHI IKAWA-MACHI H15.9.10 第2号



8月18日、八郎潟町農村環境改善センターにおいて、専門部会合同会議が開催され、役員を選出、今後の協議スケジュールなどの確認が行われました。

3町の課長で組織される 専門部会合同会議を開催

9月2日、今年4月に3町が合併した宮城県加美町(人口約28,000人)を視察し、合併までの取り組みやその問題点などに関する先進事例に

先進地視察研修を実施

- 【協議案件】**
- 協議第6号 新町まちづくり構想について
 - 協議第7号 合併の方式について
 - 協議第8号 合併の期日について
 - 協議第9号 新町の名称について
 - 協議第10号 新町の事務所の位置について
 - 協議第11号 財産の取扱いについて
- 【その他】**
- 次の協議会の開催日、協議案件等について

今回の協議会では、新町まちづくり構想及び合併の方式など合併協定基本5項目に対する意見交換が行われました。今後、この意見などを整理し、各項目毎に協議を進めることとしました。

第2回任意合併協議会を開催

8月22日、五城目町役場正庁において、第2回任意合併協議会が開催されました。

第3回任意合併協議会開催のお知らせ

日時 9月24日(水) 午後2時
場所 八郎潟町 農村環境改善センター
案件 新町まちづくり構想について(継続協議)
合併協定基本5項目について(継続協議)
法定合併協議会規約などについて
どなたでも傍聴できますのでご来場ください

3町職員による事務事業などのすり合わせ作業が開始

専門部会・分科会が設置され、3町における約1700項目にのぼる事務事業のすり合わせや約750件の例規の一元化に向けた作業が開始されました。

3町職員による事務事業などのすり合わせ作業が開始



ついて研修を行いました。視察研修には協議会委員20名、各町助役、事務局職員4名が参加し、加美町助役、総務課職員から合併に関する説明を受けた後、協議会委員からの質問が行われました。

五城目町・八郎潟町・井川町任意合併協議会専門部会・分科会役員名簿

は部会長・分科会長
は副部会長・副分科会長

専門部会	役員氏名	分科会	役員氏名	主な事務事業内容	
総務	千田平三郎(八郎潟町)	財政	鈴木 嘉(井川町)	予算の編成に関する事	
	金野 實(五城目町)		伊藤 和義(五城目町)	地方債の借入れに関する事	
	管財	東海林博文(五城目町)	相沢 重則(八郎潟町)	財政計画の策定に関する事	など58件
		幡宮 正光(井川町)	嶋山 孝直(八郎潟町)	町有建物の維持管理に関する事	
	総務	齋藤 仁(井川町)	齋藤 仁(井川町)	公用車に関する事	など46件
		児玉 昇(五城目町)	齋藤 幸平(井川町)	公有財産管理に関する事	
	人事	落合 智(八郎潟町)	齋藤 満(八郎潟町)	条例・規則等の審査に関する事	など126件
		齋藤 幸平(井川町)	石井 政則(五城目町)	情報公開制度に関する事	
	電算	齋藤 幸平(井川町)	石井 政則(五城目町)	選挙事務の取り扱いに関する事	など69件
		鳥井 隆(八郎潟町)	若狭 義友(井川町)	職員の仕事に関する事	
企画	松田 正紀(八郎潟町)	森田 武夫(井川町)	電算システムの取り扱いに関する事	など30件	
	森田 武夫(井川町)	小柳 鉄秀(八郎潟町)	地域情報化の推進に関する事		
税務	小柳 鉄秀(八郎潟町)	齋藤 喜久也(五城目町)	電子自治体の推進に関する事	など47件	
	齋藤 喜久也(五城目町)	遠藤 慶太(井川町)	まちづくり及び地域振興に関する事		
住民	三浦 吉郎(井川町)	武田 和栄(五城目町)	統計調査に関する事	など66件	
	伊藤 清次(井川町)	藤井 栄(八郎潟町)	広報・広聴に関する事		
防災・交通	伊藤 清次(井川町)	石川 重光(五城目町)	地方税に関する事	など44件	
	伊藤 恵明(五城目町)	渡部 郁子(八郎潟町)	住民窓口業務に関する事		
環境	嶋山 博光(八郎潟町)	伊藤 則子(井川町)	戸籍・住民基本台帳・印鑑及び外国人登録に関する事	など84件	
	嶋山 博光(八郎潟町)	渡辺 博直(五城目町)	国民年金業務に関する事		
福祉	三戸 忠幸(八郎潟町)	加藤 貞憲(八郎潟町)	交通安全対策に関する事	など50件	
	嶋山 政憲(五城目町)	加藤 貞憲(八郎潟町)	防犯に関する事		
医療給付	遠藤 政勝(井川町)	齋藤 和樹(井川町)	消防団の組織に関する事	など188件	
	遠藤 政勝(井川町)	嶋田 和良(五城目町)	環境保全・対策に関する事		
保健衛生	伊藤 恒久(五城目町)	千田 清(八郎潟町)	廃棄物の処理及び衛生に関する事	など34件	
	伊藤 良則(八郎潟町)	松岡 明(井川町)	ごみ収集運搬業務の取り扱いに関する事		
農業	三浦 攻(井川町)	嶋崎 和良(五城目町)	各種福祉施策に関する事	など117件	
	三浦 攻(井川町)	川村 洋子(八郎潟町)	介護保険事業に関する事		
林業	伊藤 恒久(五城目町)	工藤 光信(井川町)	保育園に関する事	など73件	
	伊藤 良則(八郎潟町)	齋藤 清利(井川町)	国民健康保険に関する事		
水産業	三浦 攻(井川町)	嶋田 隆一(五城目町)	更生医療に関する事	など28件	
	三浦 攻(井川町)	佐藤 俊(八郎潟町)	老人保健に関する事		
商工観光	伊藤 恒久(五城目町)	吉田 悦子(八郎潟町)	各種予防事業に関する事	など31件	
	伊藤 良則(八郎潟町)	廣嶋 司(五城目町)	保健センター運営業務に関する事		
上下水道	三浦 攻(井川町)	半田 智(井川町)	健診業務に関する事	など6件	
	三浦 攻(井川町)	佐藤 真悦(五城目町)	農業振興に関する事		
建設	松田 義紀(八郎潟町)	千田 浩美(八郎潟町)	土地改良に関する事	など94件	
	石井 光雅(五城目町)	齋藤 利和(井川町)	農道に関する事		
教育	遠藤 民雄(井川町)	八柳 友美(井川町)	農業委員会に関する事	など101件	
	小野 秀雄(八郎潟町)	大石 一夫(五城目町)	森林整備に関する事		
議会	幡宮 姫佐子(井川町)	田中 敏裕(八郎潟町)	林道整備に関する事	など45件	
	菅生 善作(井川町)	佐藤 恒也(五城目町)	漁業に関する事		
社会教育	小野 秀雄(八郎潟町)	村井 健一(八郎潟町)	漁港管理に関する事	など33件	
	幡宮 姫佐子(井川町)	半田 久士(井川町)	商工業に関する事		
都市計画	菅生 善作(井川町)	千田 真子(八郎潟町)	観光に関する事	など13件	
	小野 秀雄(八郎潟町)	原田 功輝(五城目町)	労働に関する事		
学校教育	幡宮 姫佐子(井川町)	鈴木 忍(井川町)	水道供給に関する事	など53件	
	幡宮 姫佐子(井川町)	伊藤 直勝(五城目町)	水道管理に関する事		
社会教育	幡宮 姫佐子(井川町)	北嶋 亮平(八郎潟町)	下水道に関する事	など103件	
	幡宮 姫佐子(井川町)	伊藤 弥志長(井川町)	農業集落排水に関する事		
社会教育	幡宮 姫佐子(井川町)	石井 威(八郎潟町)	道路・橋りょう及び河川に関する事	など150件	
	幡宮 姫佐子(井川町)	渡辺 鉄雄(五城目町)	工事等の検査に関する事		
議会	幡宮 姫佐子(井川町)	松田 和隆(井川町)	町営住宅入居に関する事	など37件	
	幡宮 姫佐子(井川町)	吉田 久壽(八郎潟町)	住宅計画に関する事		
議会	幡宮 姫佐子(井川町)	遠藤 慶太(井川町)	都市計画事務に関する事	など137件	
	幡宮 姫佐子(井川町)	千葉 和彦(五城目町)	公園等維持管理に関する事		
議会	幡宮 姫佐子(井川町)	齋藤 則枝(八郎潟町)	学校教育及び幼稚園に関する事	など103件	
	幡宮 姫佐子(井川町)	齋藤 仁美(井川町)	学校給食に関する事		
議会	幡宮 姫佐子(井川町)	嶋山 政子(八郎潟町)	教育行政の総合調整に関する事	など150件	
	幡宮 姫佐子(井川町)	加藤 栄悦(五城目町)	生涯学習に関する事		
議会	幡宮 姫佐子(井川町)	伊藤 正信(井川町)	文化財に関する事	など37件	
	幡宮 姫佐子(井川町)	伊藤 正信(井川町)	社会体育に関する事		

編集・発行 五城目町・八郎潟町・井川町任意合併協議会 事務局
〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1-1-1 五城目町役場2階会議室
電話 018-879-8077 FAX 018-852-5603
E-mail adm in@ ko tou3 on arena ne.jp ホームページアドレス http://www.ko tou3 on arena ne.jp

協議第6号

新町まちづくり構想について

3町による合併後の新町まちづくり構想について、湖東3町合併懇談会で承認された「湖東3町まちづくり構想(案)」に基づき、意見交換を行いました。

協議会委員の意見(抜粋)

3町の道路交通網を含めたネットワークが具体化されていないので、今後議論を深め、連携がもっととりやすくなるような計画にすべきである。

3町の課題の掘り起こしは、共通認識のもとにまちづくりを進めるといふ基本スタンスの中で議論していくべきである。



任意合併協議会の会議の様子

まちづくり構想の基本方針の文章表現について、住民の参加と自立などといった捉え方を、もう少し考えることが必要ではないか。

新しい町では住民と行政のパートナーシップを深め、住民主導のまちづくりをしていただきたい。1町ではできなくとも、3町ではできることが多々あると思う。例えば、「ゴミ対策」「ゴミの減量」「サイクルの推進、環境保護に心がけてほしい。合併後は3町の女性が行政にお手伝いをしながら運動を展開したい。」

3町合併後、各自治組織がどのような形で運営されていくのかは、町民が等しく心配するところである。

地場産業、農業、林業、商業それぞれの部門の最高のレベルが3町に平等に行きわたるような町になって欲しい。

将来を担うのは子供たちなので、教育の充実をもっと少し深めた取り組みが必要である。3町が連携して、どのような教育方針を示していくのが大事になるのではないか。

広域行政の問題が大きい。任意協議会の段階とは言いつても、今から準備をしていかなければならない大きな問題ではないか。

少子高齢化時代において、新しい町では、地元に残る若者を育てる施策を講じ、若者が安心して定住しやすい環境づくりに、特に力をいれて欲しい。
日本一のスポーツ活動のまちづくりを

公募の対象者は、中学生以上とするか、高校生以上とするか、選挙権を有する者とするか検討しなければならない。

八郎潟の名前を残して欲しい。この名前を採用しないと他市町村に取られてしまう。

地域の位置をわかりやすく示すためにも「五城目区、八郎潟区、井川区」のような表示で旧町名を残して欲しい。

協議第10号

新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置を定める基準として、地方自治法では「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な配慮を払わなければならない。」と規定しており、また、「住民サービスの維持、向上を図ることができるとする新事務所の方式(本庁方式、分庁方式、総合支所方式)などと合わせて、新町の事務所の位置について意見交換を行いました。

協議会委員の意見(抜粋)

財政が厳しい中、新庁舎建設は町民にとっても無駄なことであり、一番使いやすいつとところを使ってもらった方がよいと思う。

3町からみた場合の位置というのがありと思うので、大きな図面を見ながらどこがよいか考えるべきである。また、新しい庁舎は建設する必要がないと思う。

推進すべきである。3町の力を合わせて相乗的な力を発揮し、さらにレベルアップを図ることが大事であり、地域住民が主体となって運営する、先進的な総合型の地域スポーツクラブを育成していく必要があるのではないか。

少子化対策として、3町合併後の新町が日本で最も子育てのしやすいまちづくりを推進してはどうか。

商工会では独自の協議会を設立しました。そのワーキング部会で話し合われたことを町の政策として取り上げて欲しい。文章、文言等の表現に統一性がなく推敲して欲しい。3町が一緒になった時に何が足りないか、何が問題なのかを分析すべきではないか。

また、理想論は非常に多いが、出た分析の結果よりも分析の基となるデータを多く出して議論をすれば、もっとよい構想が出てくるのではないか。

新しい町になるという視点から、まちづくりを考える必要があるのではないか。3町の住民が将来に夢と希望を持てるようなまちづくりの実現に戦略的なプロジェクトを盛り込み、みんなで創りあげていく意識を盛りあげて進めていきたい。合併した時、過疎やへき地の住民にも隔たりのない、平等に住民サービスの恩恵が受けられる行政にして欲しい。

重点事業に優先順位をつけていかなければ、最終的に問題となるのではないか。3町には、昔から歴史的につながって



上下水道部会の会議の様子

分庁舎という捉え方はしない方がよいと思う。どこが本庁舎になって3庁舎が平等な取扱いとなるよう名称を考えるべきである。

協議第11号

財産の取扱いについて

合併に伴う財産の取扱いは、合併後の市町村の一体性の観点から合併前の市町村が持っていた財産(土地、建物、債権等)は、新たな市町村に引き継ぐことが通例となっているが、基金などの「正の財産」又は借入金などの「負の財産」を合わせた財産の取扱いについて意見交換を行いました。

いる伝統行事などがある。これらをもつて3町が協力しながら合併することは、観光面においてもメリットがあるのではないか。

今後出される意見などをすり合わせながら、いかに譲り合いながら新しいものを創っていくかという基本線に立ち、よいものを目指すべきではないか。

お互いの町の中身をさらけ出し、譲り合うことは譲り合い、できないものは整理しながら、お互いを尊重して合併すべきではないか。

開発公社や3町の決算状況を協議会に示しながら議論すべきではないか。

協議第7号

合併の方式について

市町村合併は、新設合併(対等合併)と編入合併(吸収合併)の2つに分けられることから、この合併の方式について意見交換を行いました。

協議会委員の意見(抜粋)

3町の合併は、対等という形で町民も考えていると思うし、合併の方式は対等合併というところで決めても良いと思う。

協議第8号

合併の期日について

合併の期日は、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影

協議会委員の意見(抜粋)

財産については、うやむやにならないように、それぞれきちっとさらけ出しながら合併を進めるべきである。

昔のように財産区という残し方は無理ではないか。3町それぞれプラスもあればマイナスもある。3町がまとまって行くにはお互いを理解してプラスもマイナスも一緒にすることで新しい町を計画することが望ましい。

先進地視察研修 におけるQ&A

Q 新町の名称はどのように決めたのですか。
A 旧3町名は使わないということを前提に全国に公募し、その結果を小委員会で絞り込み、最終的に協議会で決定しました。

Q 合併後の行政機構はどのようになっているのですか。
A 3つあった役場のうち1つが本庁で残り2つが支所となっています。支所には住民生活課と産業建設課の2つの課が設置されており、従来と通りの町民サービスが受けられるシステムとなっています。また庁舎の広さの問題もあり、議場や議会事務局、農業委員会事務局、教育委員会などはそれぞれの役場に分散して配置しています。